

令和3年度OIH（大阪イノベーションハブ）シードアクセラレーションプログラム業務 プロポーザル公募要領

公益財団法人大阪産業局では、大阪でのスタートアップ・エコシステムの構築と将来の大阪発のロールモデルとなる企業の発掘、成長支援のため、「令和3年度OIH（大阪イノベーションハブ）シードアクセラレーションプログラム業務」を実施します。

この事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

本事業は、「令和3年度大阪市一般会計予算」の成立を前提に事業化される停止条件付き事業です。予算が成立しない場合には、提案を公募したに留まり、いかなる効力も発生しません。

1. 案件名称

令和3年度OIH（大阪イノベーションハブ）シードアクセラレーションプログラム業務

（1）事業の趣旨・目的

国際的な都市間競争が激化している中で、大阪・関西が経済的な成長・発展を果たしていくためには、新たな価値や市場を生み出すイノベーションが不可欠となっている。そのためには、大阪・関西が有するポテンシャルを活かしながら、イノベーション創出を牽引する意欲的な人材を国内外からひきつけ、また、起業家や新規事業に取り組む人材を資金面で後押しする投資家やベンチャーキャピタルといった資金供給源のほか、財務や法律といった専門分野で相談を受ける指導者・協力者（メンター）なども含めた、総合的なイノベーション創出環境となる、スタートアップ・エコシステムを整備していくことが重要である。

大阪市においては行政施策として、国内外から人材・情報・資金を誘引し、イノベーションにつながるプロジェクトを創出・支援できる「場」と「仕組み」をつくることを目的に平成25年度にナレッジキャピタルに大阪イノベーションハブ（以下「OIH」という。）を開設し、グローバルイノベーション創出支援事業（以下「GI事業」という。）に取り組んできた。

GI事業は、将来にわたって、うめきたからイノベーションを創出し続けられるプラットフォームとしての拠点の構築をめざした取り組みであり、大阪市では「うめきたにおけるグローバルイノベーション創出支援の基本方針」を策定し、有識者から構成される「大阪市イノベーション促進評議会」から意見を聴取しながら、GI事業が進められてきた。

この方針については平成28年度に改定を行い、平成31年度からは、「大阪イノベーションハブ(OIH)を拠点としたグローバルイノベーション創出支援の基本方針（以下「基本方針」という。）」として、下記の目標（以下「目標」という。）を設定している。目標の達成は、GI事業を中心に取り組まれてきたが、これまで、「OIHシードアクセラレーションプログラム」（以下、「OSAP」という。）についても、事業シナジー効果を高めるためGI事業と連携して実施されており、目標達

成に対して大きく貢献してきたプログラムである。

また、公益財団法人大阪産業局では、上記G I 事業を受託実施してきたことから、O I Hに集う国内外のスタートアップ支援に取り組んでおり、スタートアップの事業成長を共に牽引していくV C、大企業等との連携や、大阪・関西だけでなく、国内外におけるスタートアップ・エコシステムのステークホルダー等とのネットワーク構築を行っている。

本業務を通じて、スタートアップ・エコシステムにおけるネットワークやリソースを活用し、グローバル社会の中で意欲あるスタートアップや起業家の更なる成長につなげ、O I Hを拠点に大阪経済の発展に貢献をしていくことをめざす。

本業務では、シード期～アーリー期（創業準備中から創業後5年程度）の事業者（以下「スタートアップ企業」という。）に対し、適切な支援を与えることで事業成長を加速させていくことをめざしており、具体的には、イノベーション創出に取り組んでいる全国の自治体や支援機関等と連携して、関西圏を中心に広くスタートアップ企業を発掘し、大企業（「コーポレート・ベンチャーキャピタル」を含む。）やシードアクセラレーター等と共に支援する。本業務を実施することで、大企業とスタートアップ企業との連携の促進（オープンイノベーションの進展）、シード期前後に対する投資資金供給体制の充実（大阪・関西におけるシードアクセラレーター機能の充実）、既存のものづくり中小企業との連携など、スタートアップ・エコシステムの要素となるあらゆる資源を巻き込み、有望なスタートアップ企業を短期間で成長させ、大阪・関西のスタートアップ・エコシステムの充実強化を図る。

「スタートアップ企業の育成」と「大阪・関西のスタートアップ・エコシステムの充実強化」を目的に本業務を実施することで、次世代の成功事例づくりを加速させ、O I Hにおける取り組みとともに、大阪・関西においてイノベーションが継続して創出される状態をつくりだす。

今般、その目的を達成に向け、受注者のもつスタートアップ企業支援に関する幅広い知識と経験、専門性やネットワーク等を活用するため、民間事業者から広く企画提案を募集する。

目標（平成31年度から3年間）（基本方針より抜粋）

- ① ピッチイベント開催回数 165回
（平成31年度：50回、平成32年度：55回、平成33年度：60回）
- ② グローバル展開が見込まれるプロジェクトの創出・推進支援※1 件数 180件
（平成31年度：55回、平成32年度：60回、平成33年度：65回）
- ③ O I Hが支援するベンチャー企業等の資金調達額※2 50億円
- ④ 既存企業や大学などが参画するO I Hパートナー会員 100者純増
（平成31年度：30者、平成32年度：35者、平成33年度：35者）
- ⑤ O I Hが支援するベンチャー企業等が海外事務所を開設、または海外企業と提携した件数 3件（各年度1件）

(2) 業務内容

令和3年度OIH（大阪イノベーションハブ）シードアクセラレーションプログラム業務委託仕様書（別紙1）による。

(3) 契約上限額

35,288千円（税込）

(4) 契約期間

令和3年5月1日から令和4年3月31日まで

(5) 履行場所

発注者の指定場所

2. プロポーザル概要

(1) 名称

令和3年度OIH（大阪イノベーションハブ）シードアクセラレーションプログラム業務プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）

(2) プロポーザル参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が以下の要件に該当すること。

①次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人そ

の他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

②民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく健全であると認められる者でないこと。

③府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。

④府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

⑤消費税及び地方消費税を完納していること。

⑥大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

⑦大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者（①キに掲げる者を除く。）又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者（①キに掲げる者を除く。）でないこと。

⑧府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

（3）公募期間

令和 3 年 3 月 19 日（金） から 令和 3 年 4 月 8 日（木）

（4）質問について

プロポーザルに関する質問については、令和 3 年 3 月 25 日（木）午後 5 時までに、以下までお問合せください。

問い合わせ先：e-mail: soumu@sansokan.jp 担当：総務グループ 成山

【質問について】

- ・件名に【OIHシードアクセラレーションプログラム業務】質問と明記してください。
- ・発信者名（所属名・担当者名）及び返信先電子メールアドレスを必ず記載してください。

また、ご質問の回答については、令和3年3月30日（火）午後2時頃（予定）に、大阪産業局 WEB サイトにて公開いたします。（<https://www.obda.or.jp/>）

(5) プロポーザル書類の提出について

「プロポーザル提出書類」((6)に記載)を、提出期限までに持参、もしくは郵送で提出すること。

提出期限：令和3年4月8日（木）午後5時 必着

提出先：大阪産業創造館13階 大阪産業局 統括室総務2部 宛

(〒541-0053 大阪市中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館13F)

(6) 提出書類

①提出書類：

ア 応募申込書（様式1）

イ 企画提案書（様式2）

審査の際の匿名性を担保するため、記名・押印等が必要な表紙等を除く企画提案書本文の記載にあたっては、提案者名等、提案者を特定できる文言を使用しないこと。

ウ 応募金額提案書（様式3）

エ 事業実績申告書（2年間程度の実績）（様式4）

オ 共同企業体で参加の場合

共同企業体届出書（様式5）

カ 誓約書（様式6・様式7）

※様式6及び7については、共同企業体で参加する場合も、参加企業全てが提出すること。

キ 会社・団体概要

②提出部数：各 正本1部、副本5部

(7) 提案内容に対するプレゼンテーション・ヒアリングの実施

①日時：令和3年4月16日（金）午前（予定）（時間帯は、各社に後日通知します。）

各社40分まで、出席者は1社3名まで

②場所：マイドームおおさか 7階 会議室

3. 企画提案の決定

(1) 選定委員会の設置

参加企業の中から企画提案を決定するため、別に、「令和3年度OIH（大阪イノベーションハブ）シードアクセラレーションプログラム業務委託企業選定要領」を定め、選定委員会を設

置する。

(2) 選定委員会の開催

開催日時：令和3年4月16日（金）午前（予定）

(3) 最優秀提案企業の決定

選定委員会の選定結果に基づき、理事長が最優秀提案企業を決定する。

4. 結果の通知

応募事業者（共同企業体の場合は代表者構成員） 全員に、結果を文書で通知する。

（令和3年4月20日（火）（予定））

5. 留意事項

- ① 企画提案の審査は提出された内容に基づいて行うが、具体的な内容については委託企業選定後の打ち合わせにより決定する。
- ② 応募に要する費用は、すべて参加企業の負担とする。
- ③ 提出書類等は、返還しない。
- ④ プロポーザル参加により、知り得た秘密を第三者に漏らすことを禁じる。

6. 関係資料等

【別紙1】令和3年度OIH（大阪イノベーションハブ）シードアクセラレーションプログラム
業務委託仕様書